

愛知県国民健康保険運営方針における優先的取組項目の令和元年度取組状況について

- 愛知県国民健康保険運営方針(国保運営方針)においては、県と市町村が優先して取り組む事項(優先的取組項目)が示されている。
- この優先的取組項目については、国保運営方針の終期である令和2年度までの実施を基本としており、国保運営方針連携会議にワーキンググループとして「給付部会」と「収納・医療費適正化・資格部会」を設けて検討を進めている。
- 令和元年度の取組結果(見込)は以下のとおりである。

【令和元年度の取組結果(見込)】

1. 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項(国保運営方針第3章)

市町村が収納率を向上させ、必要な保険料(税)を徴収することができるよう、その徴収事務の適正な実施のための取組を推進していくものである。

【収納・医療費適正化・資格部会対応】

(1) 収納担当職員に対する研修会の実施

取組結果 (見込)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険料(税)収納率向上特別研修会を実施(県と国保連共催) <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和元年11月20日 ・会場 国保会館北館5階 大会議室 ・対象者 主に市町村国保料(税)収納事務担当者(経験年数2年位迄) ・参加者 84名 ・概要 瀧康暢弁護士(厚労省国保料(税)収納率向上アドバイザー)による滞納処分等実務の講演とGW <p style="margin-left: 20px;">研修後アンケート結果 研修が「参考になった」旨の回答 約98% (回答81名中79名)</p>
今後の予定	○ 市町村アンケート結果に基づく、市町村ニーズに沿った研修の実施

(2) 複数の自治体による滞納整理事務の共同実施に対する支援

取組結果 (見込)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国保料(税)に関する滞納整理事務の市町村共同実施を検討したが、以下の理由から実施しないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市町村の9割弱(46市町村)が共同実施を希望しなかった。 ・ 滞納整理は国保料(税)も市町村民税等と合わせて実施することが効果的かつ効率的と考えられる。
今後の予定	(特になし)

2. 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項(国保運営方針第4章)

国保財政を「支出面」から管理する上で、保険給付の実務が法令に基づく統一的なルールに従って確実に行われるよう取組を推進していくものである。【給付部会対応】

(1) 療養費支給、取組に係るマニュアル作成

取組結果 (見込)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村窓口で申請を受理する治療用装具療養費と海外療養費に関して、それぞれ事務処理マニュアルを作成の見込 (令和2年3月全市町村配布予定) 【資料2-1】【資料2-2】
今後の予定	○ マニュアルを活用し、保険給付の適正な実施を図る。

(2) レセプト点検の研修会の拡充実施

取組結果 (見込)	<ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト点検研修会を実施(県と国保連共催) <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和元年11月28日 ・会場 国保会館北館5階 大会議室 ・対象者 主に市町村国保所管課担当者 ・参加者 108名 ・概要 国保連によるDPC(診断群分類)の解説及び協会けんぽ愛知支部による療養費適正化の取組紹介等 <p style="margin-left: 20px;">研修後アンケート結果 研修は「満足」という旨の回答 約95% (回答99名中94名)</p>
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村アンケート結果に基づく、市町村ニーズに沿った研修の実施

(3) 第三者求償研修会の機会の増や内容の充実強化、アドバイザー派遣

取組結果 (見込)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者行為損害賠償求償事務担当者研修会を実施(国保連主催) <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和元年5月29日 ・会場 国保会館北館5階 大会議室 ・対象者 市町村国保所管課担当者 ・参加者 104名 ・概要 榊村海士弁護士(加害者直接求償実務に詳しい)や宮井昭治氏(厚労省第三者行為求償アドバイザー)による第三者行為損害賠償実務の講演等 <p style="margin-left: 20px;">研修後アンケート結果 研修が「有意義である」旨の回答 約89% (回答109名中97名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者行為損害賠償求償事務保険者訪問支援(アドバイザー派遣) <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和元年7月30日から11月28日 ・訪問先 29市町村 ・概要 国保連から派遣されるアドバイザーによる第三者行為求償案件の相談及び助言等の支援
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村アンケート結果に基づく、市町村ニーズに沿った研修の実施

3. 医療費の適正化に関する事項(国保運営方針第5章)

国保の財政運営に当たり、「支出面」の中心である医療費について適正化を行い、国保財政の基盤を強化するための取組を推進していくものである。

【収納・医療費適正化・資格部会対応】

(1) 重複・頻回受診者対策に係るマニュアル作成

取組結果 (見込)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重複・頻回受診者のほか、重複投薬者等も対象に加えた事業マニュアルを作成の見込(令和2年3月全市町村配布予定) 【資料2-3】
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ マニュアルを活用し、該当者の健康増進を図る。

(2) 特定健診、特定保健指導の事例集作成

取組結果 (見込)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健診・特定保健指導の実施率向上に資する事例集を作成の見込(令和2年3月全市町村配布予定) 【資料2-4】
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事例集を活用し、特定健診・特定保健指導の実施率向上を図る。

**4. 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
(国保運営方針第6章)**

市町村の事務の広域化・効率化を推進するため必要な取組を推進していくものである。
【給付部会対応(1)(2)／収納・医療費適正化・資格部会対応(3)】

(1) 70歳から74歳の高額療養費支給申請の簡素化に係る取扱い基準の検討

取組結果 (見込)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村に対して当該簡素化の推進策を以下のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱ひな形を提示の見込（令和2年3月全市町村提示予定） 【資料2-5】 ・ 当該簡素化開始にあたっての準備経費(システム改修費等)を特別交付金の県繰入金分で助成
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村の当該簡素化実施を推奨 (実施済19市町村(平成31年4月1日現在))

※ 70歳から74歳の高額療養費支給申請の簡素化

70歳～74歳の被保険者のみの世帯(世帯主も70歳以上)について、高額療養費支給申請手続を実質初回申請時のみとするもの

【関係通知】

市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について
(平成28年12月20日保国発1220第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

(2) 高額療養費の申請勧奨、受付事務の標準化・効率化

取組結果 (見込)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村に対して高額療養費のターンアラウンド化の推進策を以下のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額療養費の申請勧奨・受付事務の標準的取扱い規程を提示 (令和元年11月全市町村提示済) 【資料2-6】 ・ 当該ターンアラウンド化開始にあたっての準備経費(システム改修費等)を特別交付金の県繰入金分で助成
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村の当該ターンアラウンド化実施を推奨 (実施済18市町村(平成31年4月1日現在))

※ 高額療養費のターンアラウンド化

市町村から高額療養費の支給該当者に対して、支給予定額等の印字済支給申請書を送付し、該当者が振込先等を記入のうえ返送することで、高額療養費支給申請手続を完了する方式

【関係通知】

高額療養費の支給の適切な実施について

(平成22年7月22日保国発0722第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

(3) 糖尿病重症化予防の取組の共同実施

<p>取組結果 (見込)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国保運営方針に基づき、平成29年度に愛知県版糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、各市町村はこのプログラムにより糖尿病重症化予防の取組を実施 ○ 県は、更なる取組推進策を以下のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病性腎症重症化予防推進会議 有識者会議(座長・津下あいち健康プラザセンター長) ・ 糖尿病性腎症重症化予防地域連携推進会議 半田及び清須保健所で実施 新城保健所で実施予定 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">糖尿病性腎症重症化予防事業実施市町村</p> <p style="padding-left: 20px;">平成30年度(実績) 42市町村 ⇒令和元年度 (見込) 47市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病性腎症重症化予防推進研修会(管理運営者編・実務者編) あいち健康プラザで実施 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">研修後アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営者編 研修が「満足」という旨の回答 約96% (回答78名中75名) ・ 実務者編 研修が「満足」という旨の回答 約87% (回答103名中90名)
<p>今後の予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内全54市町村の糖尿病性腎症重症化予防事業実施